

「GO!GO!へらそうくん」編集事務要領

1. 目的

市民に、ごみ問題の現状と清掃行政の置かれている状況を周知し、ごみに対する意識啓発とともに、市の推進する施策事業を市民にPRするため「GO!GO!へらそうくん」を発行する。

「GO!GO!へらそうくん」の内容の充実と情報処理の適正化を図るため、次のとおり編集の要領を定める。

2. 編集会議

1の目的を達成するため、環境局に「GO!GO!へらそうくん」編集会議（以下「編集会議」という。）を設置する。

3. 記事掲載依頼

環境局資源循環部および資源循環部各課長は、各年度の始めに掲載予定事業調査票（様式1）を、また、各号の発行の前に記事掲載依頼書（様式2）を廃棄物対策課長に提出する。

4. 会議の開催

廃棄物対策課長は、環境局資源循環部および資源循環部各課長等から提出された掲載予定事業調査票および記事掲載依頼書等の検討を行うため、編集会議を開催する。編集会議は、次の各号について所掌し検討する。

- (1) 毎年度当初に、当該年度の基本編集案を策定する。
- (2) 各号発行の前に当該号の掲載記事についての検討および各号の編集案を策定する。

5. 案の決定

前条各号の案は、資源循環部長の決裁をもって決定する。

6. 構成員

編集会議の構成員は、次の者とする。

- (1) 環境局資源循環部産業廃棄物指導課長の指定する職員
- (2) 環境局資源循環部収集業務課長の指定する職員
- (3) 環境局資源循環部施設課長の指定する職員
- (4) 環境局資源循環部廃棄物対策課長補佐
- (5) 同課 3R推進係長および係員
- (6) その他、廃棄物対策課長が必要と認めた者

7. 事務局

編集会議の事務局は、環境局資源循環部廃棄物対策課に置く。

- 附 則
平成7年4月1日から施行する。
- 附 則
平成10年4月1日から施行する。
- 附 則
平成16年4月1日から施行する。
- 附 則
平成16年5月12日から施行する。
- 附 則
平成17年4月1日から施行する。
- 附 則
平成21年4月1日から施行する。
- 附 則
平成21年6月12日から施行する。
- 附 則
平成23年4月1日から施行する。